

(別表1)

事業継続力強化支援計画（第2期）

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

神石高原町のハザードマップによると、当商工会が立地する地域において、平成3年9月の台風19号、平成11年6月の広島市、呉市等を中心とした梅雨前線による豪雨、平成30年7月豪雨などと同程度の台風、豪雨等による河川の氾濫、浸水、崖くずれ、家屋の倒壊等の災害が想定される。

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(基本編) p.10参照)

(土砂災害：ハザードマップ)

神石高原町のハザードマップによると、山間の地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

①土石流危険渓流の状況(平成29年4月1日現在 広島県砂防課調べ)

	土石流 危険渓流数	延長 (km)	保全対象 人家戸数(戸)
油木支所	31	19.93	41
神石支所	55	23.36	120
豊松支所	17	6.16	31
三和支所	48	30.08	144
合 計	151	79.53	336

※平成14年6月1日公表数値

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(附属資料) p.131参照)

②急傾斜地崩壊危険箇所の状況(人家5戸～)(平成29年4月1日現在 広島県砂防課調べ)

	自然斜面	人工斜面	合 計
油木支所	8	－	8
神石支所	16	9	25
豊松支所	3	－	3
三和支所	8	－	8
合 計	35	9	44

※平成12年度に再調査を実施し、広島県が平成14年6月1日に公表

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(附属資料) p.137参照)

神石高原町における地震による人的・物的被害は、広島県地震被害想定調査では、次のように想定されている。（上記想定地震の中で、被害が大きい南海トラフ巨大地震及び、どこでも起こりうる神石高原町直下の地震について示した。）

（令和元（2019）年6月修正 神石高原町地域防災計画（基本編）p.14参照）

①人的・物的被害の想定

想定地震	建物被害（棟）			人的被害（人）			ライフライン被害		
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者	負傷者	要救助者	断水人口	下水支障人口	停電軒数
南海トラフ巨大地震	91	228	0	0	12	0	93	408	0
どこでも起こりうる直下の地震（神石高原町直下）	280	1,694	0	16	350	15	1,097	567	2,906

※広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）による。

想定条件は、それぞれの被害が最も大きくなる場合とされる条件を使用（建物被害、人的被害は、冬深夜・風速11m/s、ライフライン被害は、冬18時・風速11m/s）。

（令和元（2019）年6月修正 神石高原町地域防災計画（基本編）p.14参照）

②想定地震別の態様と発生率

想定地震	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)	マグニチュード M	今後30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	-	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	-	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁-石鎚山脈縁東部	約130	20-30	0	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁	約30	不明	0	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	約130	不明	0	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	約20	約25	0	7.0程度	不明
己斐-広島西縁断層帯（M6.9）	約10	不明	0	6.5程度	不明
岩国断層帯	約44	20程度	0	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群（主部）	約21	不明	0	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群（広島湾-岩国沖断層帯）	約37	不明	0	7.4程度	不明
長者ヶ原断層-芳井断層	約37	-	-	7.4	-
どこでも起こりうる直下の地震	-	-	-	6.9	-

※広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）による。

（令和元（2019）年6月修正 神石高原町地域防災計画（基本編）p.11参照）

(その他)

平成30年7月豪雨（梅雨前線と台風7号の影響による豪雨）により、町内では、7月5日～8日の4日間で、404mm、6日には199mm（いずれも油木地区）の大雨が降り、3河川（父賀川、小田川、阿下川）が越水、ため池が7か所損壊（堤体の一部崩壊、法面陥没等）したほか、土石流が5か所で発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(位置、面積、地勢)

神石高原町は、広島県東部の中国山地が南に張り出した高原地域の中に位置しており、標高は400～500mとなっている。さらに、広島県の東部・福山市の北隣りに位置しており、福山市中心部までの距離は約30km（神石高原町本庁舎）～50km（神石支所）で、町全体の面積は391.98kmである。

(気候)

神石高原町は、夏と冬の気温の差が大きく、（最高気温 32.5℃、最低気温-11.0℃）、特に夏季においては、昼夜の温度差が大きい。

年間降水量は1,440mmであり（油木観測所における観測値）、これは広島地方气象台（広島市）における観測値1,671mmよりも、231mm少なくなっている。

（令和元（2019年）6月修正 神石高原町地域防災計画（基本編）p.8参照）

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 501人
- ・小規模事業者数 457人
- ・商工業者の会員数 307人（令和6年度商工会実態調査（令和6年4月1日現在））

【内訳】

	業種	商工業者の会員数	小規模事業者数
商工業者	建設業	51	51
	製造業	54	52
	卸売業	10	9
	小売業	91	91
	飲食店	21	21
	宿泊業	2	2
	娯楽業	3	3
	娯楽業以外	44	44
	その他	31	31
	合 計	307	304

（3）これまでの取組

1）神石高原町の取組

- ・地域防災計画の策定

令和元年（2019）年6月修正 神石高原町防災会議により、平成30年7月豪雨災害の教訓を生かした改定を実施。

- ・防災訓練の実施
災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決
定して実施。
- ・情報伝達
IP告知端末放送、データ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車等の利用により、
速やかに住民に周知を行っている。
- ・災害協定の締結
県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応するとしている。
また、専門的な知識、施設、設備を有する民間事業者との協定締結により官民一体で災害に対応
できる体制を構築している。
- ・防災組織の整備
- ・自主防災組織の育成、指導
災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の
関係者らによる自主的な防災組織の組織化を支援した。
- ・防災リーダーの育成
自主防災活動に係る人材を確保するため、住民の防災士資格取得を支援するなど、防災リーダー
の育成を図った。
- ・防災備品の備蓄
食料、毛布、ストーマ装具などの物資を、市内各地域の指定避難所等に分散備蓄を行った。
- ・被災者の生活再建の支援
被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被
災者へ罹災証明書の交付を行った。
- ・令和2年3月 神石高原町国土強靱化地域計画の策定
神石高原町国土強靱化地域計画とは、大規模自然災害から町民の生命、身体及び財産の保護並び
に町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国及
び 広島県の施策との連携を図るとともに、町民、事業者等との連携により、強靱な地域づくり
を推進するための指針である。
- ・神石高原町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・事業継続力強化支援計画・第1期（計画期間は令和2年9月1日～令和7年3月31日）を策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCP（※）に関する国の施策の周知
- ・広島県中小企業共済組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・事業継続力強化支援計画・第1期（計画期間は令和2年9月1日～令和7年3月31日）を策定

・令和2年度～令和6年度によるコロナウイルス感染症対策のための補助事業について

補助金項目	支援先	補助金	補助率
小規模事業者持続化補 助金(コロナ特別対応 型)	小規模事業者 12件	11,245千円	上限1,000千円(国) 上限 500千円(県) 補助率2/3・3/4
ものづくり補助金(新 型コロナ対応型)	小規模事業者 1件	2,375千円	補助率3/4

・令和2年度～令和6年度（第1期計画） 事業者BCP作成状況

業 種	実績	計画
建設業	2	4
製造業	0	3
卸売業	0	1
小売業	1	9
飲食業	0	2
宿泊業	0	1
林業	2	0
農業	2	0
娯楽業以外	1	3
娯楽業	1	1
その他	0	1
合 計	9	25

第1期は期間初期の2020年にコロナウイルス感染症が流行し、BCP作成よりもコロナ融資、コロナ対応の補助金、感染症対策の設備投資、資金繰りなど計画作成以外のものに時間をとられたため、当初予定の計画のとおり計画を作成することができなかった。

※ Business Continuity Plan：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。（中小企業庁編「中小企業BCP策定運用指針」の9-1「用語集」参照）

II 課 題

第1期計画では、緊急時の対応に係る取組・協力体制等の基本的な枠組みの構築等によって事業継続力強化支援を進めてきたが、より実践的・効果的な運用を行うためには、マニュアルの整備・改善等を進める等、法定経営指導員を始めとした職員の経験・知識をさらに蓄積させる必要がある。保険・共済への加入促進についても同様である。

管内の事業者BCP作成状況は、上記のとおり不十分であったことから、これを改善する必要がある。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と神石高原町との間に、被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、当会の組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCP作成支援
小規模事業者を中心とした作成支援を行う。
令和2年度から令和6年度の事業者BCP作成実績9件（上記 2）当会の取組参照）を基に検討した結果、1年間で概ね3件、5年間で15件を成果目標とする。

【成果目標】5年計画

業種		商工業者の 会員数	小規模 事業者数	BCP 作成目標 (第2期)	BCP 作成実績 (第1期)
商工 業者	建設業	51	51	3	2
	製造業	54	52	2	0
	卸売業	10	9	1	0
	小売業	91	91	2	1
	飲食店	21	21	1	0
	宿泊業	2	2	1	0
	娯楽業	3	3	1	1
	娯楽業以外	44	44	1	1
	その他	31	31	3	4
	合 計	307	304	15	9

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間（第2期）

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と神石高原町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会では、平成30年7月豪雨災害、令和2年から令和5年にかけての新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上減少等を経験された小規模事業者が多数あったことから、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・ 令和2年策定「神石高原商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策に取り組む。
- ・ 令和2年に策定した「神石高原町感染症予防マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、各事業所の立地状況を踏まえた自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会報や神石高原町の広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性

のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、当会自体が被災した際もただちに地域の小規模事業者の支援が行えるよう、令和2年事業継続計画を作成した(別添「神石高原町商工会事業継続計画(BCPマニュアル)」のとおり)。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認と継続支援。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、神石高原町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は「神石高原商工会事業継続計画(BCPマニュアル)」に沿って実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。

(神石高原商工会事業継続計画(BCPマニュアル)に記載のとおり、LINEWORKS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
なお、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
- ・ 職員に対しての事務連絡は、非常時連絡網で、LINEWORKS、電話、メール等で情報伝達を行っていく。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と神石高原町は以下の間隔で被害情報等を共有する。
- ・ 被害に応じて変更がある可能性がある場合は、その都度対応を変更する。

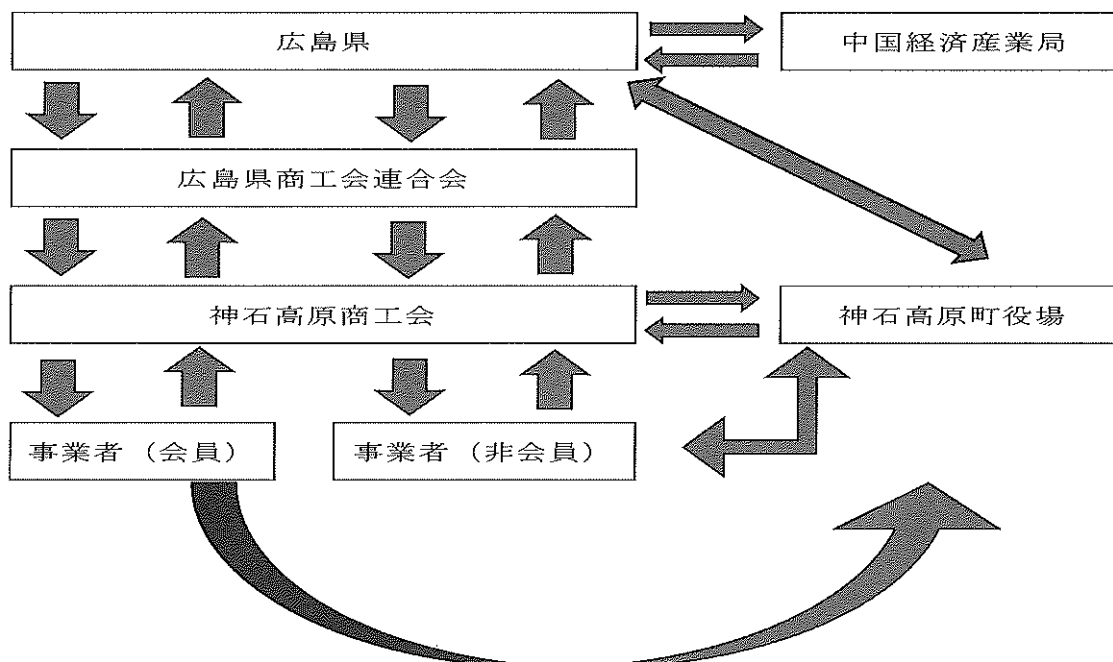
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

- ・ 当町で取りまとめた「神石高原町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と神石高原町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と神石高原町が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。（メールまたはFAX）
- ・ 当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、神石高原町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、神石高原町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、神石高原町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 広島県及び神石高原町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 4 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD A[神石高原商工会 事務局長] --- B[神石高原商工会 (本所) 法定経営指導員] C[神石高原町役場 産業課 課長] --- D[神石高原町役場 産業課] E[神石高原町役場 総務課] B --- 連携 連絡調整 D D --- 確認 連携 E B --- F[神石高原商工会 (神石支所)] B --- G[神石高原商工会 (豊松支所)] B --- H[神石高原商工会 (三和支所)]</pre>	
(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 内藤 雅国 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会 関係市町連絡先	
①商工会 神石高原商工会 油木本所 経営支援課 〒720-1812 広島県神石郡神石高原町油木乙 1994 番地 2 TEL:0847-89-0001 / FAX:0847-89-0140 E-mail:jkougen@hint.or.jp	
神石高原商工会 神石支所 〒720-1812 広島県神石郡神石高原町高光 2559 番地 TEL:0847-87-0136 / FAX:0847-89-4003	
神石高原商工会 豊松支所 〒720-1812 広島県神石郡神石高原町下豊松 741 番地 TEL:0847-84-2007 / FAX:0847-84-2264	
神石高原商工会 三和支所 〒720-1812 広島県神石郡神石高原町小畠 2025 番地 TEL:0847-85-2338 / FAX:0847-89-3013	

②関係市町

神石高原町役場 産業課

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小島 1701 番地

TEL:0847-89-3351 / FAX:0847-85-3394

E-mail:jk-sangyou@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	63	63	63	63	63
・ 専門家派遣費	33	33	33	33	33
・ 委員会運営費					
・ セミナー開催費					
・ パンフ、チラシ作製費					
・ チラシ配布郵送費					
・ 備蓄等消耗品費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
1 広島県「小規模事業指導費補助金」
2 神石高原町「商工会運営補助金」
3 会費収入
4 特別賦課金、受託料
5 国補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]